



# 宮 崎 県 公 報

平成21年7月30日（木曜日）第 2104 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

|                                  |   |   |
|----------------------------------|---|---|
| <b>規 則</b>                       | 頁 |   |
| ○宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則…… (水産政策課) 1 |   | ○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 5                   |
| <b>告 示</b>                       |   | <b>選挙管理委員会告示</b>                            |
| ○あらたに生じた土地の確認…………… (市町村課) 1      |   | ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5         |
| ○民有林の保安林の指定 (6件) …… (自然環境課) 2    |   | ○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5           |
| ○保安林の指定予定の通知…………… ( ) 3          |   | ○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 5           |
| <b>訓 令</b>                       |   | ○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 6                   |
| ○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 3 |   | ○資金管理団体の指定取消の届出…………… 8                      |
| <b>公 告</b>                       |   | <b>正 誤</b>                                  |
| ○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産課) 4      |   | ○平成21年6月30日付け県公報 (号外第41号) 別冊 (43頁) 中…………… 9 |

## 規 則

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第32号

#### 宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県漁業調整規則 (昭和39年宮崎県規則第23号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
|--|--|---------|-----|--|---------|---------|--|---------|-----|--|---|---------------|---------|-----|--|---------|------------------------|-----|--|
| (小型機船底びき網漁業の地方名称)  | (小型機船底びき網漁業の地方名称)  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| 第6条 小型機船底びき網漁業取締規則 (昭和27年農林省令第6号) 第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。   | 第6条 小型機船底びき網漁業取締規則 (昭和27年農林省令第6号) 第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。 |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">小型機船底びき網漁業の種類</th> <th style="text-align: left;">地 方 名 称</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手繰第2種漁業</td> <td>えさびき網漁業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>えびびき網漁業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 小型機船底びき網漁業の種類  | 地 方 名 称 | [略] |  | 手繰第2種漁業 | えさびき網漁業 |  | えびびき網漁業 | [略] |  | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">小型機船底びき網漁業の種類</th> <th style="text-align: left;">地 方 名 称</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手繰第2種漁業</td> <td>えさびき網漁業 <u>えびびき網漁業</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 小型機船底びき網漁業の種類 | 地 方 名 称 | [略] |  | 手繰第2種漁業 | えさびき網漁業 <u>えびびき網漁業</u> | [略] |  |
| 小型機船底びき網漁業の種類  | 地 方 名 称  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| [略]  |  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| 手繰第2種漁業  | えさびき網漁業  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
|  | えびびき網漁業  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| [略]  |  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| 小型機船底びき網漁業の種類  | 地 方 名 称  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| [略]  |  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| 手繰第2種漁業  | えさびき網漁業 <u>えびびき網漁業</u>   |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |
| [略]  |  |         |     |  |         |         |  |         |     |  |   |               |         |     |  |         |                        |     |  |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 告 示

### 宮崎県告示第 551号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第9条の5第1項の規定により、公有水面埋立によってあらたに生じた次の表に掲げる土地を確認した旨、串間市長から届出があった。

平成 21 年 7 月 30 日

#### あらたに生じた土地

串間市大字都井字蔵ノ脇1761の1、1762、1783、1785の5、1786の1及び1786の2並びに串間市大字都井字長迫1750の1、1758の1から1758の3まで、1760の1及び1760の2の地先の19,521.99平方メートル

上記地番は、平成21年2月9日現在の登記記録による。

宮崎県告示第 552号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字釜土 8655-1、8655-3、8655-5、8655-7

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字釜土8655-3・8655-5（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、8655-1、8655-7

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 553号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字鶴野 1075-1、椎葉村大字下福良字横野2184-41から2184-44まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字鶴野1075-1・字横野2184-42・2184-44（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 554号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ケ八重 652-16、652-17、652-41、字内野八重1647-15、1647-50、1647-85、1647-112

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野老ケ八重 652-16・652-17・652-41・字内野八重 1647-50・1647-112（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 555号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ケ字石塚ノ鼻1183-1、1244-15、1244-22、1245-3、諸塚村大字家代字内ノ口5753-1、5753-14、5803-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字石塚ノ鼻1183-1・1244-15・1244-22・1245-3・字内ノ口5753-1・5753-14・5803-3（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 556号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不田野字寺所 338-14、 354-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字寺所 338-14・354-3 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 557号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。  
平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 延岡市島浦町 468-1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
468-1 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐は択伐による。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 558号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字野鶴60-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字野鶴60-4 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
平成 21 年 7 月 30 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第7号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| 別表第5(第5条関係)<br>出先機関の長特定専決事項<br>[略]<br>家畜保健衛生所<br>1 薬事法による次の事務<br><br>(1) 第26条第1項の規定による動物用医薬品の一般販売業の許可及び許可の更新に関すること。 | 別表第5(第5条関係)<br>出先機関の長特定専決事項<br>[略]<br>家畜保健衛生所<br>1 薬事法による次の事務<br>(1) 第24条第2項の規定による動物用医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新に関すること。<br>(2) 第26条第1項の規定による動物用医薬品の店舗販売業の許可に関すること。 |

(2) 第28条第1項の規定による動物用医薬品の薬種商販  
売業の許可及び許可の更新に関すること。

(3) 第35条の規定による動物用医薬品の特例販売業の許  
可及び許可の更新に関すること。

[略]

(3) 第34条第1項の規定による動物用医薬品の卸売販売  
業の許可に関すること。

(4) 第83条の2の2第1項の規定による動物用医薬品の  
店舗販売業の許可に関すること。

[略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律  
第35号）第56条第7項の規定により、検査した収去飼料等の試験結  
果の概要を次のとおり公表する。

平成21年7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 安全性に関する検査  
該当なし
- 2 栄養成分に関する検査

(1) 平成21年5月に検査を行ったもの

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地                    | 収去<br>場所 | 飼料の<br>名称    | 製 造<br>(輸入)<br>年 月 | 試験結果の概要   |                  |                |                |                |              |           |                 |                     |                  | 違<br>反<br>の<br>内<br>容 |
|---------------------------------------|----------|--------------|--------------------|-----------|------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|-----------|-----------------|---------------------|------------------|-----------------------|
|                                       |          |              |                    | 水分<br>(%) | 粗たん<br>白質<br>(%) | 粗脂<br>肪<br>(%) | 粗繊<br>維<br>(%) | 粗灰<br>分<br>(%) | カルシウム<br>(%) | りん<br>(%) | T D<br>N<br>(%) | ME<br>(kcal/<br>kg) | その他<br>の分析<br>項目 |                       |
| 南日本くみあい飼料株式会<br>社<br>日向工場<br>日向市大字日知屋 | 同左       | 成鶏用まる<br>ひ17 | 平成21<br>年5月        | 11.3      | 17.5             | 4.9            | 2.4            | 13.6           | 3.96         | 0.50      |                 |                     |                  |                       |
|                                       |          | ぴゅあ前期<br>HPM | 平成21<br>年5月        | 12.3      | 22.5             | 6.1            | 2.6            | 5.7            | 1.13         | 0.59      |                 |                     |                  |                       |
|                                       |          | ヒムカ後期<br>HPM | 平成21<br>年5月        | 11.8      | 18.0             | 8.9            | 3.0            | 4.9            | 1.04         | 0.53      |                 |                     |                  |                       |

(2) 平成21年6月に検査を行ったもの

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地 | 収去<br>場所 | 飼料の<br>名称     | 製 造<br>(輸入)<br>年 月 | 試験結果の概要   |                  |                |                |                |              |           |                 |                     |                  | 違<br>反<br>の<br>内<br>容 |
|--------------------|----------|---------------|--------------------|-----------|------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|-----------|-----------------|---------------------|------------------|-----------------------|
|                    |          |               |                    | 水分<br>(%) | 粗たん<br>白質<br>(%) | 粗脂<br>肪<br>(%) | 粗繊<br>維<br>(%) | 粗灰<br>分<br>(%) | カルシウム<br>(%) | りん<br>(%) | T D<br>N<br>(%) | ME<br>(kcal/<br>kg) | その他<br>の分析<br>項目 |                       |
| 土持産業株式会社<br>都城市五十町 | 同左       | しょちゅ粕<br>ブレンド | 平成21<br>年6月        | 13.0      | 16.0             | 2.9            | 7.6            | 6.1            | 0.26         | 0.68      |                 |                     |                  |                       |
|                    |          | ミルクハニ<br>ー    | 平成21<br>年6月        | 11.4      | 17.0             | 3.9            | 5.7            | 5.3            | 0.79         | 0.48      |                 |                     |                  |                       |
|                    |          | ままマッ<br>シュ    | 平成21<br>年6月        | 11.1      | 13.7             | 3.7            | 9.2            | 6.4            | 0.82         | 0.57      |                 |                     |                  |                       |
|                    |          | なかなかび         | 平成21               | 12.5      | 12.8             | 2.9            | 5.1            | 3.0            | 0.23         | 0.43      |                 |                     |                  |                       |

|        |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 一ふG600 | 年6月 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。  
 2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。TDN：可消化養分総量、ME：代謝エネルギー。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
 平成21年 7月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂郡南郷町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成19年 4月 1日から平成21年 2月 2日
- 3 地籍調査を行った地域  
南那珂郡南郷町大字中村乙の一部、大字賛波の一部
- 4 認証年月日  
平成21年 7月17日

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第38号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6分の 1 を乗じて得た数と40万に 3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 21年 7月20日現在次のとおりである。

- 1 設立届  
○その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地             | 届出年月日       |
|-------------|---------|----------|------------------------|-------------|
| 森川吉太郎後援会    | 森 川 吉太郎 | 澄 本 泰 啓  | 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ2507      | 平成21年 6月 3日 |
| 鶴丸千夏後援会     | 小 嶋 一 彦 | 長 友 一 馬  | 宮崎市橘通東 4丁目 2番 8号       | 平成21年 6月12日 |
| 松原慎治後援会     | 松 窪 貞 夫 | 田 中 龍 久  | 都城市年見町10- 8 蔵元ビル 1 F 東 | 平成21年 6月16日 |
| しまさき義和後援会   | 大川原 一 彰 | 三 宅 正 文  | 延岡市平原町 5丁目1492-46      | 平成21年 6月22日 |
| 森田久寛後援会     | 松 本 三 雄 | 亀 田 洋 一  | 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ4461- 1   | 平成21年 6月23日 |
| 三角光洋後援会     | 満 安 五 男 | 岡 留 正 美  | 都城市梅北町5311番地 1         | 平成21年 6月24日 |
| 宮崎県幼児教育振興連盟 | 佐々木 鴻 昭 | 野 崎 一 也  | 宮崎市鶴島 1- 1-19- 209     | 平成21年 6月24日 |
| 村岡たかあき後援会   | 本 田 英 俊 | 絵 柳 正 人  | えびの市大字栗下 961           | 平成21年 6月26日 |

- 2 異動届  
○その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異 動 事 項 | 異 動 後 | 異 動 前 | 届出年月日 |
|---------|---------|-------|-------|-------|
|         |         |       |       |       |

平成21年 7月30日  
 宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康  
 選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,749人  
 選挙権を有する者の総数の 3分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6分の 1 を乗じて得た数と40万に 3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,902人

**宮崎県選挙管理委員会告示第39号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6分の 1 を乗じて得た数と40万に 3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年 7月20日現在次のとおりである。

平成21年 7月30日  
 宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康  
 西臼杵郡選挙区 6,683人

**宮崎県選挙管理委員会告示第40号**

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 7月30日  
 宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

|                 |           |         |         |            |
|-----------------|-----------|---------|---------|------------|
| 宮崎県歯科医師連盟西都見湯支部 | 代 表 者     | 野 間 隆 文 | 市 来 嗣 朗 | 平成21年6月8日  |
|                 | 会 計 責 任 者 | 黒 木 康 夫 | 野 間 隆 文 |            |
| 宮崎県中小企業政治連盟     | 会 計 責 任 者 | 黒 木 康 年 | 熊 本 稔   | 平成21年6月11日 |
| 県政振興会           | 会 計 責 任 者 | 黒 木 康 年 | 熊 本 稔   | 平成21年6月11日 |
| 宮崎県歯科医師連盟日向支部   | 代 表 者     | 齋 藤 隆 尋 | 土 田 孝 男 | 平成21年6月16日 |
|                 | 会 計 責 任 者 | 田 村 俊 二 | 山 内 浩 次 |            |
| 鶴丸千夏後援会         | 会 計 責 任 者 | 木 澤 義 臣 | 長 友 一 馬 | 平成21年6月19日 |
| 輝くえびのを創る市民の会    | 代 表 者     | 池 田 憲 行 | 上 原 康 雄 | 平成21年6月26日 |
|                 | 会 計 責 任 者 | 鬼 川 直 也 | 田 内 四 郎 |            |

3 解散届

○その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地              | 届出年月日      |
|-------------|---------|----------|-------------------------|------------|
| 喜多清幸後援会     | 齊 堂 明   | 喜 多 カツ子  | 延岡市北浦町古江2493            | 平成21年6月2日  |
| 倉岡清美後援会     | 久 保 克 行 | 河 野 政 昭  | 北郷町郷之原乙4737-1           | 平成21年6月15日 |
| あかぎ紀男後援会    | 井 上 忠 一 | 赤 木 忠 勝  | 日向市大字財光寺3416番3          | 平成21年6月16日 |
| 財光寺まちづくり協議会 | 赤 木 紀 男 | 赤 木 義 春  | 日向市大字財光寺3416番3          | 平成21年6月16日 |
| 二十一世紀世直し会   | 藪 内 一 男 | 川 畑 政 俊  | 国富町大字深年5167-106         | 平成21年6月19日 |
| 森田久寛後援会     | 菊 田 守   | 松 本 三 雄  | 東臼杵郡美郷町西郷区<br>山三ヶ4461-1 | 平成21年6月23日 |
| しろさわやか会     | 城 吉 信   | 遠 山 義 秋  | 新富町大字新田2300番地           | 平成21年6月25日 |
| しろ吉信後援会     | 城 惣 七   | 遠 山 義 秋  | 新富町大字新田2300番地           | 平成21年6月25日 |
| 村岡たかあき後援会   | 本 田 英 俊 | 絵 柳 正 人  | えびの市大字栗下 961            | 平成21年6月25日 |
| 杉村義秀後援会     | 杉 村 秀 之 | 杉 村 良 子  | 都城市上長飯町93-4             | 平成21年6月30日 |

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成21年7月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 喜多清幸後援会  
 報告年月日 平成21年6月2日  
 (平成20年分)  
 1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 \_\_\_\_\_0円  
     ア 前年繰越額 0円  
     イ 本年收入額 0円  
 (2) 支出総額 \_\_\_\_\_0円  
 (平成21年分)  
 1 収入・支出の総額

|            |             |            |            |
|------------|-------------|------------|------------|
| (1) 収入総額   | 0円          | 1 収入・支出の総額 |            |
| ア 前年繰越額    | 0円          | (1) 収入総額   | 0円         |
| イ 本年収入額    | 0円          | ア 前年繰越額    | 0円         |
| (2) 支出総額   | 0円          | イ 本年収入額    | 0円         |
| 政治団体の名称    | 倉岡清美後援会     | (2) 支出総額   | 0円         |
| 報告年月日      | 平成21年6月15日  | 政治団体の名称    | 二十一世紀世直し会  |
| (平成21年分)   |             | 報告年月日      | 平成21年6月19日 |
| 1 収入・支出の総額 |             | (平成19年分)   |            |
| (1) 収入総額   | 181,920円    | 1 収入・支出の総額 |            |
| ア 前年繰越額    | 181,822円    | (1) 収入総額   | 0円         |
| イ 本年収入額    | 98円         | ア 前年繰越額    | 0円         |
| (2) 支出総額   | 0円          | イ 本年収入額    | 0円         |
| 2 収入・支出の内訳 |             | (2) 支出総額   | 0円         |
| (1) 収入の内訳  |             | (平成20年分)   |            |
| カ その他の収入   | 98円         | 1 収入・支出の総額 |            |
| 合 計        | 98円         | (1) 収入総額   | 0円         |
| 政治団体の名称    | あかぎ紀男後援会    | ア 前年繰越額    | 0円         |
| 報告年月日      | 平成21年6月16日  | イ 本年収入額    | 0円         |
| (平成19年分)   |             | (2) 支出総額   | 0円         |
| 1 収入・支出の総額 |             | (平成21年分)   |            |
| (1) 収入総額   | 25,343円     | 1 収入・支出の総額 |            |
| ア 前年繰越額    | 25,343円     | (1) 収入総額   | 0円         |
| イ 本年収入額    | 0円          | ア 前年繰越額    | 0円         |
| (2) 支出総額   | 0円          | イ 本年収入額    | 0円         |
| (平成20年分)   |             | (2) 支出総額   | 0円         |
| 1 収入・支出の総額 |             | 政治団体の名称    | 森田久寛後援会    |
| (1) 収入総額   | 25,343円     | 報告年月日      | 平成21年6月23日 |
| ア 前年繰越額    | 25,343円     | (平成19年分)   |            |
| イ 本年収入額    | 0円          | 1 収入・支出の総額 |            |
| (2) 支出総額   | 0円          | (1) 収入総額   | 0円         |
| (平成21年分)   |             | ア 前年繰越額    | 0円         |
| 1 収入・支出の総額 |             | イ 本年収入額    | 0円         |
| (1) 収入総額   | 25,343円     | (2) 支出総額   | 0円         |
| ア 前年繰越額    | 25,343円     | (平成20年分)   |            |
| イ 本年収入額    | 0円          | 1 収入・支出の総額 |            |
| (2) 支出総額   | 0円          | (1) 収入総額   | 0円         |
| 政治団体の名称    | 財光寺まちづくり協議会 | ア 前年繰越額    | 0円         |
| 報告年月日      | 平成21年6月16日  | イ 本年収入額    | 0円         |
| (平成19年分)   |             | (2) 支出総額   | 0円         |
| 1 収入・支出の総額 |             | (平成21年分)   |            |
| (1) 収入総額   | 0円          | 1 収入・支出の総額 |            |
| ア 前年繰越額    | 0円          | (1) 収入総額   | 0円         |
| イ 本年収入額    | 0円          | ア 前年繰越額    | 0円         |
| (2) 支出総額   | 0円          | イ 本年収入額    | 0円         |
| (平成20年分)   |             | (2) 支出総額   | 0円         |
| 1 収入・支出の総額 |             | 政治団体の名称    | しろさわやか会    |
| (1) 収入総額   | 0円          | 報告年月日      | 平成21年6月25日 |
| ア 前年繰越額    | 0円          | (平成19年分)   |            |
| イ 本年収入額    | 0円          | 1 収入・支出の総額 |            |
| (2) 支出総額   | 0円          | (1) 収入総額   | 0円         |
| (平成21年分)   |             | ア 前年繰越額    | 0円         |

|            |           |
|------------|-----------|
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |
| (平成20年分)   |           |
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |
| (平成21年分)   |           |
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |

政治団体の名称 しろ吉信後援会  
 報告年月日 平成21年6月25日  
 (平成19年分)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |
| (平成20年分)   |           |
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |
| (平成21年分)   |           |
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |

政治団体の名称 村岡たかあき後援会  
 報告年月日 平成21年6月25日  
 (平成19年分)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |

1 取消届

○その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 届出者  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称   | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日      |
|------|---------|-------------|--------|-----------------|------------|
| 赤木紀男 | 日向市議会議員 | 財光寺まちづくり協議会 | 赤木紀男   | 日向市大字財光寺3416番地3 | 平成21年6月16日 |
| 城吉信  | 新富町議会議員 | しろさわやか会     | 城吉信    | 新富町大字新田2300番地   | 平成21年6月25日 |

|            |           |
|------------|-----------|
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |
| (平成20年分)   |           |
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |
| (平成21年分)   |           |
| 1 収入・支出の総額 |           |
| (1) 収入総額   | <u>0円</u> |
| ア 前年繰越額    | 0円        |
| イ 本年収入額    | 0円        |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u> |

政治団体の名称 杉村義秀後援会  
 報告年月日 平成21年6月30日  
 (平成19年分)

|            |                |
|------------|----------------|
| 1 収入・支出の総額 |                |
| (1) 収入総額   | <u>15,600円</u> |
| ア 前年繰越額    | 15,600円        |
| イ 本年収入額    | 0円             |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u>      |
| (平成20年分)   |                |
| 1 収入・支出の総額 |                |
| (1) 収入総額   | <u>15,600円</u> |
| ア 前年繰越額    | 15,600円        |
| イ 本年収入額    | 0円             |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u>      |
| (平成21年分)   |                |
| 1 収入・支出の総額 |                |
| (1) 収入総額   | <u>15,600円</u> |
| ア 前年繰越額    | 15,600円        |
| イ 本年収入額    | 0円             |
| (2) 支出総額   | <u>0円</u>      |

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

## 正 誤

平成21年6月30日付け県公報（号外第41号）別冊（43頁）中

| 誤 | 立木の推定蓄積量（単位：m <sup>3</sup> ） |                             |              |
|---|------------------------------|-----------------------------|--------------|
|   | 平20.9.30現在高                  | 平20.10.1～平21.3.31<br>までの増減高 | 平21.3.31現在高  |
|   | 1,866,750.46                 | 36,731.00<br>0.00           | 1,903,481.46 |
|   | 3,298,854.19                 | 46,192.00<br>△ 60,351.00    | 3,284,695.19 |
|   | 5,165,604.65                 | 82,923.00<br>△ 60,351.00    | 5,188,176.65 |

  

| 正 | 立木の推定蓄積量（単位：m <sup>3</sup> ） |                             |              |
|---|------------------------------|-----------------------------|--------------|
|   | 平20.9.30現在高                  | 平20.10.1～平21.3.31<br>までの増減高 | 平21.3.31現在高  |
|   | 1,866,750.46                 | 36,731.00<br>0.00           | 1,903,481.46 |
|   | 3,298,854.19                 | 52,069.00<br>△ 60,351.00    | 3,290,572.19 |
|   | 5,165,604.65                 | 88,800.00<br>△ 60,351.00    | 5,194,053.65 |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|